



# くまがや

11月

Vol.110  
2014



## みんな来てくれて ありがとにゃ!

10月12日、コミュニティひろばにおいて、「第7回ニャオざねまつり」が開催されました。会場は今年も多くの方で賑わい、開催に向けて準備を進めてきた実行委員の皆さん達も笑顔でいっぱいでした。

お知らせします。平成25年度決算 ○○○○○P2

健全な財政運営を行っています

～熊谷市の財政状況～ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○P4

埼玉県農業大学校が熊谷へ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○P28

# 平成25年度の主なお金の使いみち 歳出(一般会計)の主な事業を紹介します。

## 民生費

- 生活保護事業 39億 655万円
- 児童手当等支給事業 30億6,694万円
- 保育所管理運営経費 24億 817万円
- 障害者自立支援給付事業 21億4,794万円
- 児童扶養手当等支給事業 7億2,398万円

このほか、こども医療費助成事業、地域子育て支援拠点事業、「暑さ対策」保育所ひんやりペタペタ事業などを行いました。



## 教育費

- スポーツ・文化村整備事業 6億8,496万円
- 佐谷田小学校屋内運動場建築事業 3億7,014万円
- 熊谷西小学校屋内運動場建築事業 3億6,991万円
- 桜木小学校屋内運動場建築事業 3億4,444万円
- 学力向上対策推進事業 4,230万円

このほか、荻野吟子没後100年記念事業、「聖天堂国宝記念」中学生国宝見学事業、森村誠一「写真俳句」チャレンジ事業などを行いました。



## 総務費

- 総合交通体系整備促進事業 6,488万円
- 熊谷市長選挙及び熊谷市議会議員補欠選挙事業 5,661万円
- 参議院議員通常選挙事業 5,455万円
- 本庁舎耐震化事業 1,355万円
- 「暑さ対策」デジタルサイネージ設置事業 396万円

このほか、「暑さ対策」涼しさ体感アート事業、クールシェア推進事業、ハートフルミーティング事業などを行いました。



## 衛生費

- 予防接種事業 4億2,268万円
- 健康増進事業 2億7,022万円
- ムサシトミヨ生息区域保全集中転換促進事業 9,046万円
- あっぱれ・天晴・太陽光発電等普及推進事業 4,027万円
- 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業 1,198万円

このほか、大人の風しん予防緊急支援事業、「暑さ対策」まちなかオアシス事業、あっぱれ・冷ませ・低公害軽自動車導入奨励事業などを行いました。



## 土木費

- 幹線第3号線道路改良事業 1億6,446万円
- 「地域の元気」熊谷運動公園施設整備事業 1億6,047万円
- 安心安全道路ネットワーク整備事業 1億4,447万円
- 通学路交通安全対策事業 7,998万円
- 第2北大通線道路改良事業 4,565万円

このほか、バリアフリー基本構想策定事業、聖天山周辺地区景観形成事業、ゾーン30整備事業などを行いました。



## 消防費

- 消防設備充実事業 6,360万円
- 消防水利整備事業 6,143万円
- 防災体制整備事業 1,713万円

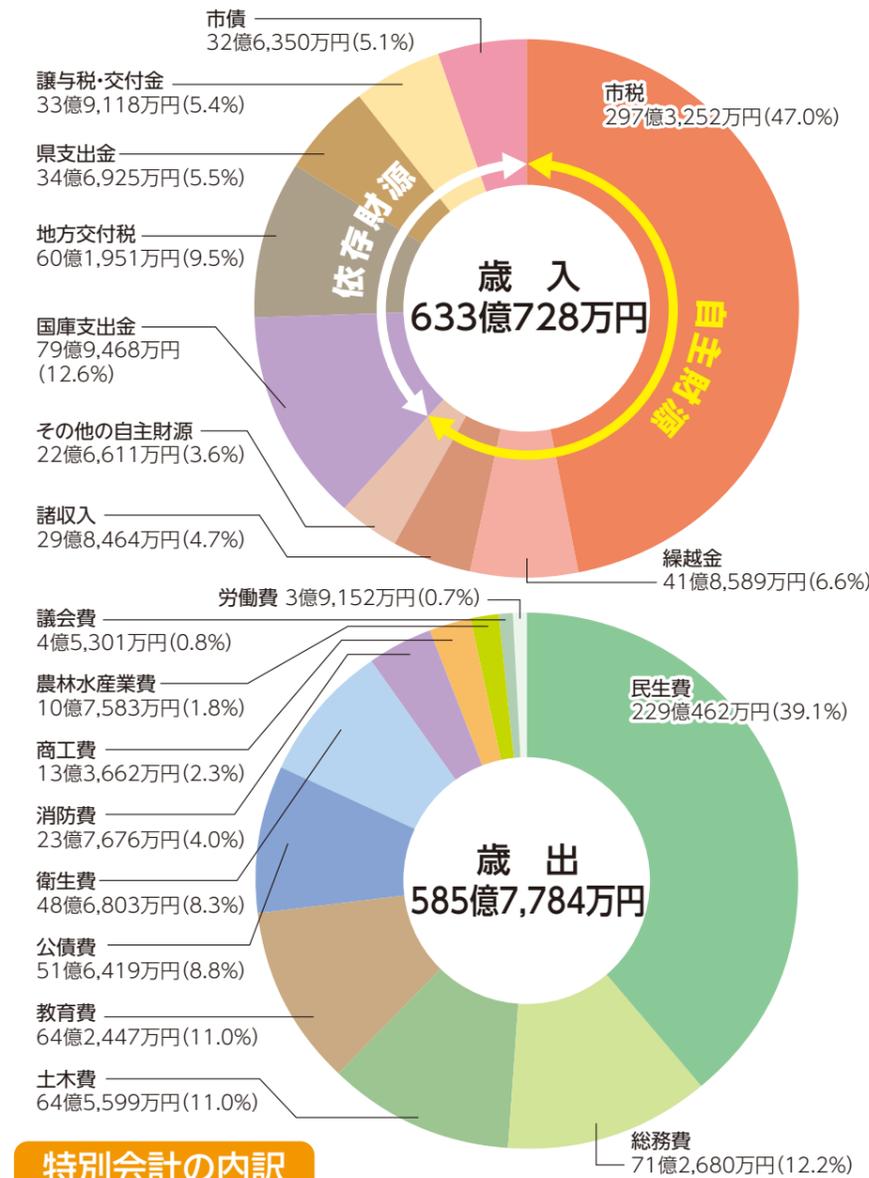


## 商工費

- 企業誘致推進事業 9,610万円
- プレミアム付き商品券発行事業 8,177万円
- ウーマノミクス創業支援事業 250万円



一般会計	決算額
歳入①	633億 728万円
歳出②	585億7,784万円
歳入歳出差引額①-②=③	47億2,944万円
翌年度へ繰り越すべき財源④	3億3,078万円
実質収支額③-④	43億9,866万円



## 特別会計の内訳

会計区分	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額
国民健康保険	215億4,447万円	215億4,447万円	0
下水道	34億9,429万円	34億9,166万円	263万円
公共用地先行取得	2億6,822万円	2億6,755万円	67万円
駐車場事業	2億9,345万円	2億9,345万円	0
土地区画整理事業	14億8,521万円	12億4,677万円	2億3,844万円
農業集落排水事業	3億6,283万円	3億6,283万円	0
後期高齢者医療	18億6,776万円	18億2,009万円	4,767万円
合計	293億1,623万円	290億2,682万円	2億8,941万円



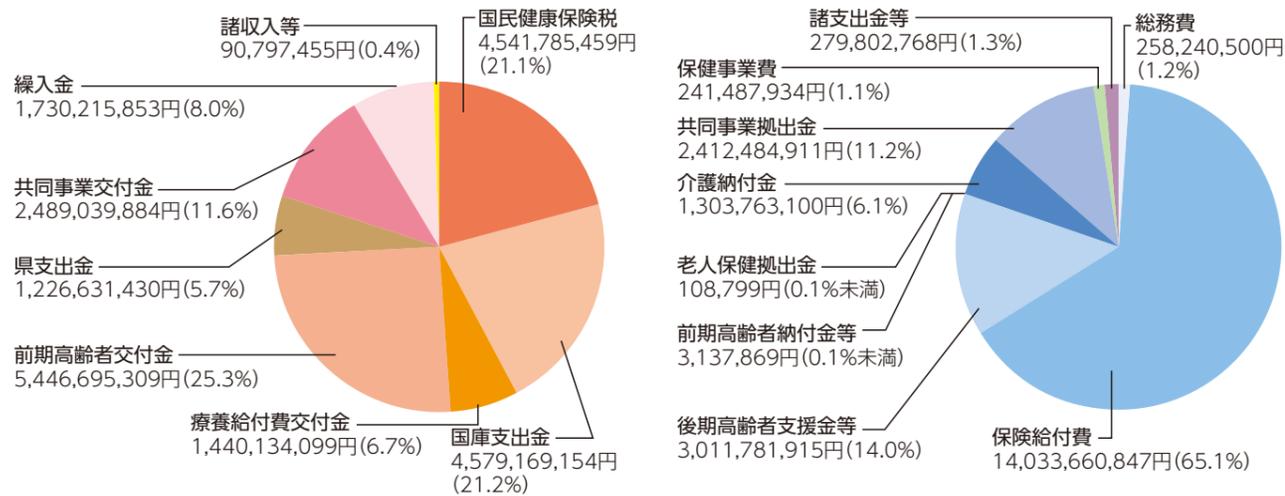
**お知らせします。平成25年度決算**

皆さんから納めていただいた税金などがどのように使われたのか。平成25年度決算の概要をお知らせします。一般会計では、歳入は前年度と比べて18億5,454万円、率にして2.8%減少しました。これは、法人市民税や地方交付税などの減少や市債発行額の減少が要因です。一方、歳出は前年度と比べて23億9,809万円、率にして3.9%減少しました。民生費、土木費、教育費などは増加しましたが、総務費、消防費、公債費などが減少しています。本市においては、法人市民税が減少するなど景気回復には至っていない状況であり、今後の財源確保も厳しい状況が続くことが予想されますので、引き続き予算の適正かつ効率的な執行に努めてまいります。

◆財政課 課内線241

# 国民健康保険特別会計決算

平成25年度国民健康保険特別会計決算の内容についてお知らせします。 ◆保険年金課 ☎内線276



## 歳入総額 21,544,468,643円

項目	平成25年度	構成比	対前年度増減率
国民健康保険税	4,541,785,459円	21.1%	-1.0%
国庫支出金	4,579,169,154円	21.2%	-4.6%
療養給付費交付金	1,440,134,099円	6.7%	-3.2%
前期高齢者交付金	5,446,695,309円	25.3%	16.4%
県支出金	1,226,631,430円	5.7%	7.8%
共同事業交付金	2,489,039,884円	11.6%	-2.6%
繰入金	1,730,215,853円	8.0%	-2.1%
諸収入等	90,797,455円	0.4%	17.2%
歳入合計	21,544,468,643円	100.0%	2.1%

## 歳出総額 21,544,468,643円

項目	平成25年度	構成比	対前年度増減率
総務費	258,240,500円	1.2%	4.7%
保険給付費	14,033,660,847円	65.1%	-0.1%
後期高齢者支援金等	3,011,781,915円	14.0%	5.8%
前期高齢者納付金等	3,137,869円	0.1%未満	3.2%
老人保健拠出金	108,799円	0.1%未満	-11.8%
介護納付金	1,303,763,100円	6.1%	6.9%
共同事業拠出金	2,412,484,911円	11.2%	4.9%
保健事業費	241,487,934円	1.1%	5.8%
諸支出金等	279,802,768円	1.3%	36.0%
歳出合計	21,544,468,643円	100.0%	2.1%

## 国民健康保険・後期高齢者医療制度からのお知らせ ～交通事故にあったら届出を～

交通事故など第三者(加害者)から傷害を受けた場合、その治療費は加害者が負担します。

しかし実際には、治療費が多額になることも考えられ、また加害者との示談が長引くこともありますので、いったん国民健康保険・後期高齢者医療制度を使って治療を受けられます。このように交通事故など第三者(加害者)から受けた傷害の治療に国民健康保険・後期高齢者医療制度を使用する場合には、必ず届出をしてください。国民健康保険・後期高齢者医療制度を使って治療を受けた場合、国民健康保険・後期高齢者医療制度が一時立替払いをした額はあとから加害者に請求します。なお、加害者が自動車任意保険に加入している場合には自動車保険会社に請求します。

### ●届出に必要なもの

- ①第三者行為による被害届等
- ②ご加入の保険の被保険者証  
(国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証)
- ③印かん
- ④交通事故証明書(そろわないときは後日でも可)

### ●国民健康保険・後期高齢者医療制度で治療を受けない場合

- ①飲酒運転、無免許運転による事故など自己の故意の犯罪行為による負傷の場合
- ②第三者(加害者)から治療費を受け取っている場合
- ③労災保険の対象となる場合

### ●示談の前にご連絡を

加害者と示談を結ぶ前に、必ずご連絡ください。先に示談を結んでしまうと、示談の内容によっては、国民健康保険・後期高齢者医療制度で治療を受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

また、後遺症などの治療も対象になりますので、示談を結ぶときは、ご注意ください。

- ◆保険年金課 国民健康保険☎内線360  
後期高齢者医療☎内線302
- ◆大里行政センター市民福祉課
- ◆妻沼行政センター市民環境課
- ◆江南行政センター市民福祉課



## 健全な財政運営を行っています ～熊谷市の財政状況～

健全で持続可能な財政状況を継続するためには、市の借金である市債に過度に頼ることのない、身の丈にあった財政運営が大切です。今回は、市の財政状況の健全度を診断する健全化判断比率等をお知らせします。

◆財政課 ☎内線240

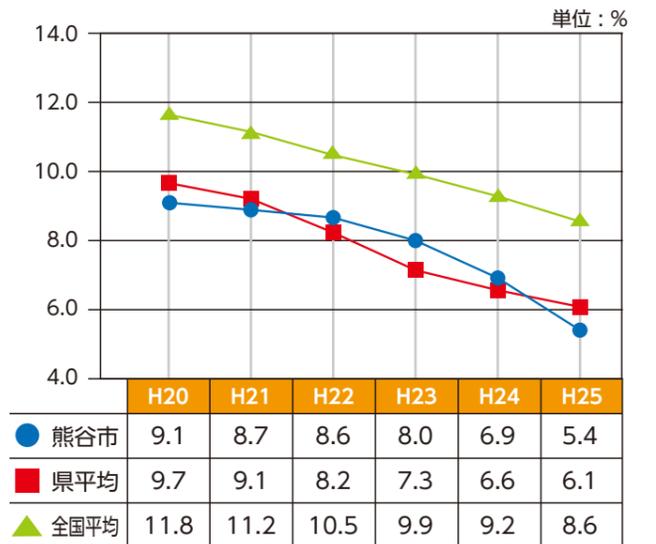
### 健全化判断比率等とは？

財政状況が特に悪い地方自治体を早期に発見し、手遅れにならないうちに対策を促すため、「財政健全化法」によって、地方自治体は赤字や借金の状況などを示す健全化判断比率等を、議会や市民の皆さんに公表するよう義務付けられています。

健全化判断比率等には、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」「資金不足比率」の5つの指標があります。

早期健全化基準・財政再生基準がそれぞれ設定され、危険度の目安とされています。本市はいずれの指標も基準を大きく下回っており、「健全段階」にあります。

### 実質公債費比率の推移



※早期健全化基準・・・25.0%  
※H25の県平均・全国平均は速報値であり、数値が変更になる場合があります

### ●実質公債費比率(上のグラフ)

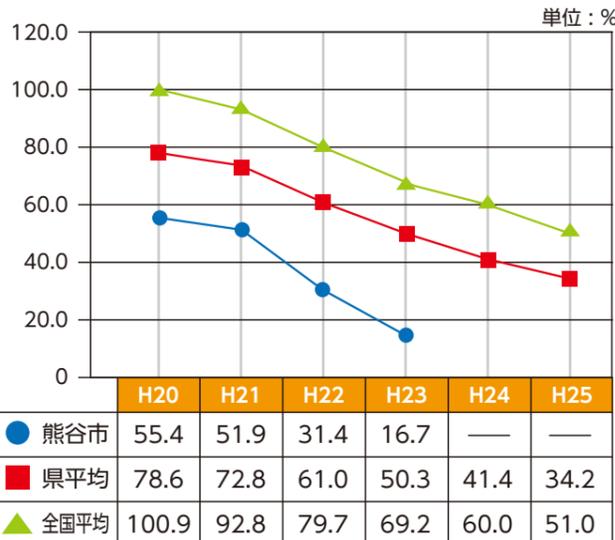
市債の償還金である公債費等の負担が、市の財政規模に対してどの程度であったかを示す指標です。この数値が大きいほど、返済の資金繰りが厳しいということになります。

### ●将来負担比率(左のグラフ)

市が将来負担することになる市債の残高などが、市の財政規模に対してどの程度であるかを示す指標です。この数値が大きくなると、将来、財政を圧迫する可能性が高いということになります。

平成24・25年度の本市は、将来負担額よりも、将来負担額に充当できる地方交付税や基金などの金額の方が大きいため、将来負担比率は算定されませんでした。これは、継続して市債の残高を減らしていることなどが要因です。

### 将来負担比率の推移



※早期健全化基準・・・350.0%  
※H25の県平均・全国平均は速報値であり、数値が変更になる場合があります

### ●実質赤字比率・連結実質赤字比率・資金不足比率

それぞれの対象の範囲が赤字だった場合に算定される指標です。本市では、黒字(もしくは資金不足なし)が続いているため比率は算定されていません。

現在の市の財政状況は、経費の削減や市債残高の削減等により、将来世代への負担が少ない健全な状態であるといえます。しかし、人口減少社会を迎えるなか、社会保障費の増大や公共施設の老朽化対策など、様々な課題を抱えており、今後の市の財政を取り巻く状況は、大変厳しくなることが予想されます。こうしたなかでも、市の財政のバランスを崩すことなく、引き続き、市民の皆さんが安心して生活できるよう、健全な財政運営に努めていきます。  
※健全化判断比率等についての詳しい内容は、市ホームページでも公表しています。



# 11月は「いじめ撲滅強調月間」です

埼玉県は、11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定し、いじめの根絶に集中的に取り組んでいます。

いじめに遭ったり、気が付いたら、一人で悩まずご相談ください。

### 問合せ先

◆埼玉県県民生活部青少年課  
☎048-830-5858



電話相談窓口	連絡先	対応時間
よい子の電話教育相談	子ども専用(18歳以下) ☎0120-86-3192 保護者専用 ☎048-556-0874 Eメール相談 soudan@spec.ed.jp	24時間365日対応 ※右記コードからもメール送信できます。
熊谷市 教育110番	☎048-525-7830	毎日対応 22:00以降は翌日対応
埼玉県警察少年サポートセンター ヤングテレホンコーナー	☎048-861-1152	月～土/祝日・年末年始を除く 8:30～17:15
子どもスマイルネット	☎048-822-7007	毎日/祝日・年末年始を除く 10:30～18:00
埼玉いのちの電話	こどもライン(18歳以下) ☎048-640-6400 相談電話 ☎048-645-4343	金・土のみ 15:00～21:30 24時間365日対応
さいたまチャイルドライン	子ども専用(18歳以下) ☎0120-99-7777	毎日/年末年始を除く 16:00～21:00
埼玉県こころの電話	☎048-723-1447	月～金/祝日・年末年始を除く 9:00～17:00
子どもの人権110番 ※さいたま地方務局人権擁護課所管	☎0120-007-110	月～金/祝日・年末年始を除く 8:30～17:15

# 11月は「子ども・若者育成支援強調月間」です

青少年が健やかに育つためには、青少年自身の努力とともに、家庭・地域・社会の連携、協力が大切です。子どもは親や家族との愛情による「きずな」を基礎にして、人に対する基本的な信頼関係や倫理観、自立心を身につけていきます。

学校をはじめ、地域や社会など、すべての大人は、青少年が健全に成長する環境をつくる責任があります。そして、当然青少年自身にも自分を大切に、健全な社会人となる責任があります。

青少年は自分自身のために、家庭や地域は子どもたちみんなの健やかな成長のために、それぞれができることを考え、実行していきましょう。

### 家庭でできること

子どもたちが健やかに成長するための基盤は家庭にあります。最も影響を与える重要な場です。家庭でのしつけやふれあい、話し合いや相談ができる信頼関係などを再確認しましょう。

### 地域・社会でできること

模範を示して社会の基本的ルールを伝えるとともに、青少年が健やかに育つための行動に積極的に取り組みましょう。さまざまな体験ができる場を設けるなど、青少年を見守り、励まし、必要な時は注意をし、有害な情報や犯罪から守りましょう。

### 青少年の皆さんへ

甘い誘惑に惑わされず、将来を考え自分を大切にしましょう。不安な時や迷い・悩みがある時は、周りの大人に相談しましょう。自然体験や職業体験などに積極的に参加し、自分の可能性を引き出し、人を傷つけない、自分も傷つきません。社会のルールやマナーを守り、社会の一員としての責任を自ら果たしましょう。

◆こども課  
☎内線255



## STOP!児童虐待 ～11月は児童虐待防止推進月間です～

### ためらわず 知らせてつなぐ 命の輪

地域の方々の暖かいまなざしと行動が、子どもたちを虐待から守ります。

- 児童虐待の種類は次の4つに分類されます。
  - 身体的虐待：なぐる、ける、落とす、激しく揺する、戸外に締め出すなど
  - 性的虐待：性的行為の強要、性器や性交を見せる、裸にして写真やビデオを撮るなど
  - 心理的虐待：暴言、脅し、無視、子どもの目の前でのDVなど
  - ネグレクト(養育の拒否・怠慢)：食事を与えない、医者へ連れて行かない、学校へ行かせない、乳幼児を家や車に置き去りにするなど
- 子どもを虐待から守るには、早期発見、早期対応が重要です。虐待を見つけたらすぐに通報(連絡)してください。
  - 子育て中の方へ：子育てには不安がつきものです。子育ての悩みをひとりで抱えこまないようにしましょう。身近に話し相手がない場合は、市の家庭児童相談室でも話を聞くことができます。電話相談は下記へ。
  - 地域の方へ：あいさつや声かけなど子育て中の家庭が孤立しないよう見守ってください。「もしかして、虐待では?」と思ったときは、迷わず下記までお知らせください。(秘密は守ります。)

市では、「熊谷市要保護児童対策地域協議会」を設置し、地域の関係機関と連携しながら虐待などの要保護児童等に対する支援を行っています。

- ◆子どもあんしんダイヤル ☎048-527-2700 家庭児童相談室(こども課内)
- ◆埼玉県熊谷児童相談所 ☎048-521-4152
- ◆児童相談所全国共通ダイヤル ☎0570-064-000
- ※休日夜間児童虐待通報ダイヤル ☎048-779-1154 虐待緊急通報先として、埼玉県で専用電話を設置しています。平日18:15から翌日8:30までと土・日曜日・祝日 ◆こども課 ☎内線255

## STOP!



## 11月～1月は「滞納整理強化期間」です

市税は、より良いまちづくりのための大切な財源です。必ず納期限内に納めましょう。今月の納期は13ページをご覧ください。市では、正しく納税されている大多数の市民の皆さんに不公平が生じないように、滞納整理を積極的に進めます。

### 納期限を過ぎてしまうと

- ・延滞金がかかります
- ・法律に定める延滞金を本来の税額と合わせて納めていただくこととなります。
- ・納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間は2・9%、以降は9・2%を滞納額に掛けて計算します。
- ・督促状を送付します
- ・督促状の発送後、なおも納付が確認できない場合には、文書等により催告をします。
- ・納税コールセンター

市では電話による納付の呼びかけを行い、早期段階での滞納解消に努めています。

### 滞納を続けるって?

「滞納処分」といいますが、法律に基づき、所有する財産(不動産、預貯金、給与、動産等)を差し押さえ、金銭に換え、滞納となつていく税金に充当します。市では「安心・便利・確実な口座振替」による納税をおすすめしています。納税課、各行政センター総務課窓口および市内金融機関窓口で簡単にお申し込みできます。



## 平成27年度市立児童クラブの入室受付(新規・継続)

市立児童クラブは、保護者が仕事などで日中不在になる児童を対象として、放課後等の保育を行っています。来年4月から、入室を希望する小学校1～6年生までの申込受付を下記のとおり実施します。

**申込期間** 12月1日(月)～15日(月)(日曜日を除く。)

**申込方法** 児童クラブ入室申込書、勤務証明書など申請に必要な書類をそろえて、入室希望児童クラブ(下表参照)へ児童の保護者が提出してください。(申込受付時に、聞き取りを行います。)

※入室申込書や勤務証明書など申請用紙は、各児童クラブ(土曜日開室)と保育課にあります。

※児童クラブの入室は、申請書類をもとに審査を行い決定し、審査結果は通知します。

また、児童クラブの申込状況等により、お申込みいただいても入室できない場合がありますのでご了承ください。

◆保育課 ☎内線296

### 市立児童クラブ一覧表

児童クラブ名	定員(人)	所在地	電話番号	受付時間
荒川児童クラブ(注)	40	荒川児童館内(河原町2-173)	048-522-0802	9時～15時
石原児童クラブ(注)	40	石原児童館内(本石1-10)	048-524-0601	
東児童クラブ(注)	40	東児童館内(銀座4-9-6)	048-525-1928	
西児童クラブ(注)	40	西児童館内(新堀新田576-1)	048-532-1841	
雀宮児童クラブ(注)	40	雀宮児童館内(上之1305-1)	048-521-2673	
大幡児童クラブ(注)	40	大幡児童館内(代597-4)	048-525-7710	
箱田児童クラブ(注)	40	箱田高齢者児童ふれあいセンター内(中央1-149)	048-521-8441	
妻沼南児童クラブ	40	妻沼児童館内(弥藤吾692-1)	048-589-1621	
新堀児童クラブ	40	新堀小学校内(新堀182)	048-533-4562	
佐谷田児童クラブ	40	佐谷田小学校内(佐谷田1030)	048-524-5361	
大麻生児童クラブ(注)	40	大麻生小学校内(大麻生51)	048-531-3611	12月6日(土)・13日(土)のみ9時～15時
第2大麻生児童クラブ(注)	40	大麻生小学校内(大麻生48-5)	048-533-0300	
玉井児童クラブ(注)	60	玉井小学校内(高柳116-1)	048-533-2875	
第2玉井児童クラブ(注)	35	玉井小学校内(高柳116-1)	048-531-2601	
別府児童クラブ	40	別府小学校内(西別府29-1)	048-531-3615	
第2石原児童クラブ(注)	40	石原小学校内(石原3-1-1)	048-522-6428	
第3石原児童クラブ(注)	35	石原小学校内(石原3-1-1)	048-521-3701	
第2大幡児童クラブ(注)	55	大幡小学校内(代681)	048-525-2219	
第3大幡児童クラブ(注)	30	大幡小学校内(代681)	048-526-7744	
南児童クラブ(注)	30	熊谷南小学校内(榎町343)	048-521-1120	
籠原児童クラブ(注)	40	籠原小学校内(新堀1143)	048-531-2412	
第2籠原児童クラブ(注)	40	籠原小学校内(新堀1165-1)	048-532-8384	
第3籠原児童クラブ(注)	40	籠原小学校内(新堀1165-1)	048-533-8250	
第2東児童クラブ(注)	40	熊谷東小学校内(末広3-4-1)	048-526-6325	
第2箱田児童クラブ(注)	40	熊谷西小学校内(中央1-1)	048-526-2541	
第3箱田児童クラブ(注)	30	熊谷西小学校内(中央1-1)	048-525-1278	
成田児童クラブ(注)	40	成田小学校内(上之2810)	048-521-0401	
中条児童クラブ	30	中条小学校内(上中条892-1)	048-524-3361	
奈良児童クラブ	30	奈良小学校内(下奈良561-3)	048-525-6110	
大里さくら児童クラブ	60	吉見小学校内(箕輪7)	0493-39-5570	12月6日(土)・13日(土)のみ9時～15時
大里第2さくら児童クラブ	35	市田小学校内(小泉243-1)	048-536-1591	
長井児童クラブ	60	長井小学校内(上根358)	048-588-7974	
妻沼児童クラブ	70	妻沼小学校内(妻沼1492-1)	048-589-3310	
太田児童クラブ	35	太田小学校内(八木田5)	048-589-0737	
秦児童クラブ	30	秦小学校内(葛和田831)	048-589-3521	
江南北児童クラブ	40	江南北小学校外 南東側(成沢62-1)	048-536-0510	
江南南児童クラブ	70	江南南小学校外 東側(須賀599-1)	048-536-0155	

(注)複数の児童クラブがある小学校区(熊谷東小、熊谷西小、石原小、大幡小、熊谷南小、籠原小、玉井小、成田小、大麻生小)では、人数調整等によりご希望に添えないことがありますのであらかじめご了承ください。

## 「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」の申請を受け付けています

必ず申請期間内に手続きをしてください

	支給対象者 (支給対象となる可能性のある世帯には申請書を送付しています。)	申請期限	申請場所
臨時福祉給付金	平成26年度の市民税均等割が課税されていない方(ただし、課税されている方の扶養となっている方や生活保護を受給している方などは除きます。)	12月26日(金) ※郵送の場合は、当日消印有効。	臨時福祉給付金室 (本庁舎7階)
子育て世帯臨時特例給付金	次のどちらの要件も満たす方 ①平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給している方 ②平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方(公務員の方には、職場から申請書が配られています。)		

※申請期限後の受付はできませんので、申請はお早めにお済ませください。

◆臨時福祉給付金室 ☎048-524-1133(直通)・☎0570-200-390(コールセンター)

## 地域密着型サービス事業者の公募

### 公募の趣旨

高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域密着型サービスの整備を図るため、平成27年度に事業開始する事業者を公募します。

### 公募するサービス

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・複合型サービス
- ・小規模多機能型居宅介護

日常生活圏域ごとに整備枠を設けて公募しますので、必ずしも希望する地域に整備できるとは限りません。

### 応募方法

大里広域市町村圏組合ホームページを確認の上、下記に応募書類を提出してください。提出期間は、11月10日(月)から12月9日(火)までです。

◆大里広域市町村圏組合介護保険課 曙町2-68 ☎048-501-1330



## 平成27年度版「熊谷市くらしのカレンダー」掲載作品を公募します!

市では平成27年3月に、家庭ごみの出し方や市の年間行事、予防接種に関するお知らせ等を掲載した平成27年度版「熊谷市くらしのカレンダー」を発行します。

カレンダーに掲載する作品を募集しますので、ぜひ、自慢の作品をお寄せください。

**応募資格** どなたでも応募できます。

**対象作品** 写真および絵画等(切絵・ちぎり絵等可)  
※自作作品で、熊谷を題材としたもの、または熊谷市にゆかりのもの。(未発表のものに限ります)

### 作品規格

	電子データで応募する場合	郵送または持参で応募する場合
写真	2048×1536ピクセル程度(300万画素相当)のサイズ	キャビネ判または2L判
絵画等	各自で撮影またはスキャンし、2048×1536ピクセル程度(300万画素相当)のサイズ	各自で撮影またはスキャンし、キャビネ判または2L判

※縦・横どちらの作品でも応募できます。

※写真に人物が撮影されている場合には、事前に写っている方の了承を得てください。

※絵画等で採用された場合は、改めて広報広聴課が撮影する場合があります。

**応募方法** 右記の必要事項を必ず記載して応募してください。

## 熊谷市誕生10周年記念事業 みんなの“笑顔”で「市報くまがや」の表紙を飾ろう!

平成27年度は熊谷市誕生10周年を迎えます。その記念事業の一環として、市報の表紙をあなたが撮影した笑顔あふれる皆さんで飾ります。以下のとおり掲載写真を募集しますので、たくさんのご応募をお待ちしています。

**掲載予定月** 平成27年4月号～平成28年3月号

**応募資格** どなたでも応募できます。

**応募条件** 次のどちらの条件も満たすもの

- ①“笑顔”あふれる集合写真!  
家族や友達、サークルなど…大切な人や仲間たちとの“笑顔”の集合写真を!
- ②熊谷市内で撮影したもので、被写体は市内在住・在勤・在学者  
※企業等の宣伝となるようなものはご遠慮ください。  
※撮影の際は、被写体の方々に了承を得てください。

### 応募規定

- ①縦長の写真(800万画素以上のファインモードで、JPEG形式)で1年以内に撮影した未発表のもの
- ②表紙の上部には「市報くまがや」のタイトル、下部には目次、また、右端中央部には閉じ穴を開けますので、そのスペースを考慮の上、撮影願います。
- ③合成写真、組写真、画像を加工処理したものは対象外です。



### 必要事項

- ①題名
- ②掲載を希望する月
- ③題材の場所、熊谷市とのゆかり等
- ④住所
- ⑤氏名
- ⑥年齢
- ⑦電話番号 ※掲載が希望月と異なる場合があります。

### 電子データで応募する場合

メールタイトルに「くらしのカレンダー」、本文に必要な事項を明記し、作品データを電子メールに添付して下記アドレスまで送付してください(複数の作品を送付する場合は、作品ごとの①～③がわかるようしてください)

### 郵送または持参で応募する場合

作品の裏面に必要事項を明記し、下記まで直接持参するか郵送してください。

なお、応募書類は原則として返却しません。

**応募期限** 12月3日(水)

**審査** 市で行います。表紙に掲載する作品を、応募作品の中から選定します。

※採用作品は、題名、題材の場所等のほか、作者名を掲載します。謝礼はありません。

◆広報広聴課 ☎内線212  
〒360-8601 宮町2-47-1  
Eメール: kohokocho@city.kumagaya.lg.jp



- ④メールで応募する場合は、5MB以内にしてください。
- ⑤サイズ調整のため、トリミング等を行う場合があります。

**応募方法** 下記の必要事項を必ず明記し、作品データをEメールに添付して下記アドレスまで送信するか、CD-R等に入れて下記へ直接持参か郵送してください。

《必要事項》 グループの説明、掲載を希望する月、住所、氏名、年齢、電話番号

複数の作品を送付する場合は、作品ごとに記載をお願いします。

### 応募期限

11月5日(水)から掲載希望月の前月5日まで(例)4月号に掲載希望の場合は3月5日、7月号に掲載希望の場合は6月5日となります。

※5日が土・日曜日・祝日の場合は直前の平日まで。

**審査** 市で行います。採用作品は応募者名を掲載します。謝礼はありません。

◆広報広聴課 ☎内線206  
〒360-8601 宮町2-47-1  
Eメール: webmaster@city.kumagaya.lg.jp